情報提供

令和３年７月14日

一般社団法人大阪府計量協会会員各位

大阪府計量検定所指導課

自動はかりに関する政省令改正について

平素は大阪府の計量行政にご支援ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本年5月に本年５月、計量行政審議会が書面開催され、自動はかりの検定制度の見直しに係る審議等が行われ、自動はかりについては、今後以下のとおり取り扱われることとなりました。

【計量行政審議会審議内容】

1. 目量が10mg以上、目盛標識100以上の自動はかりを特定計量器とする。
2. 検定の対象から、ひょう量5kgを超える自動捕捉式はかりを除外する。

また、合わせて

* 自動捕捉式はかりの検定の受検期限を２年延長
* ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケールについては、今後1年程度かけて詳細な実態調査を行い、検定の対象範囲や実施スケジュールについて詳細な検討を行う。

ことも報告されました。

詳しい内容や審議資料については、「google」などの検索エンジンで「2021年度計量行政審議会基本部会」と検索していただくか、以下のURLからご覧ください。

【令和３年度第１回計量行政審議会基本部会】

<https://www.meti.go.jp/shingikai/keiryogyoseishin/kihon/2021_001.html>

なお、これに係る政省令改正については近日中に行われるとのことです。